

平成 2 2 年川西町議会

第 1 回臨時会会議録

平成 2 2 年 7 月 8 日

平成22年川西町議会第1回臨時会会議録（開 会）

招集年月日	平成22年7月8日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成22年7月8日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 松本史郎 2番 香川明英 3番 島田育浩 4番 宗行正昭 5番 今田吉昭 6番 寺澤秀和 7番 森本修司 8番 杉井成行 9番 中嶋正澄 10番 芝 和也 11番 大植 正	
欠席議員	12番 石田晏三	
地方自治法第 121条の 規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町長 上田直朗 副町長 松本ひろ子 教育長 森杉衛一 理事 嶋田義明 福祉部長 山嶋健司 産業建設部長心得 寺澤伸和 会計管理者心得 松本雅司 総務課長 森田政美 企画財政課長 西村俊哉 上下水道総務課長 中川栄一	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 増井 肇	
本日の会議に 付した事件	別紙議事日程に同じ	
会 議 録 署 名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
議員の氏名	1番 松本史郎 議員	2番 香川明英 議員

(午前10時00分 開会)

議 長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより、平成22年川西町議会第1回臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、12番 石田晏三議員より本臨時会への欠席届が提出されていますので、御報告させていただきます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長(上田直朗君) おはようございます。きょうは、大変御苦勞さんでございませぬ。

本日、川西町議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、参議院選挙の期間中であり、大変お忙しい中でございますけれども、御参集くださりまして、まことにありがとうございます。

本日提案いたしますのは、水道事業給水条例の一部改正と公営住宅建替工事の請負契約の締結案件、そして、6月30日付で専決処分いたしました平成22年度一般会計補正予算の承認案件の3件でございます。

後ほど御説明申し上げますので、どうぞよろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 松本史郎君及び2番 香川明英君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。

これより議事に入ります。

日程第3、承認第6号、平成22年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(上田直朗君) 今臨時議会に上程いたしました議案等の提案要旨につきまして御説明申し上げます。

それでは、まず承認第6号、平成22年度川西町一般会計補正予算の専決処分についてでございます。4ページ、最終ページを御覧願います。

歳出の部でございますけれども、これは、企業の収益悪化によりまして、法人

住民税の確定額が前もって中間納付していただいております額を大きく下回りましたために、予算を超えて還付金が発生したことに対応するものでございまして、日々還付加算金が発生いたしますことから、議会の直前ではございましたけれども、417万5,000円を増額して専決処分させていただいたものでございます。

歳入の部につきましては、地区改良事業の残地処分による財産売り払い収入として18万円を計上し、残余につきましては、前年度繰越金を充当させていただいております。

この専決処分について承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（森本修司君） 提案説明が終わりましたので、ただいまより承認案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） ただいまの町長の説明のとおり、税金の還付分が発生したから、そのための処理ということあります。そこで出てくる歳入額のところでの残地処分の歳入額の確保ですけれども、これは、歳入枠を確保ということで、今説明は聞いてますけれども、実際、具体的に残地について売り払いをしていく方途とか、あるいは計画とか、その辺が既に出ているのかどうか。まず、具体的な活用ですね。その辺について御説明いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 地区改良事業をずっと進めておりまして、住宅と住宅の間に小さな面積が残っておりまして、それをどちらかの家にとってもらえることになるわけですが、それらにつきまして、まだ残っておる部分がちょっとございまして、今それを整理をいたしておりますので、それぞれ解決し次第、契約を締結して、そして納金してもらおうということで進めております。地区改良の残地がそういうこととでちょっと残っている部分がありますので、それらの処分でございます。

そうした部分があるかどうかは今調査をいたしておりますので、今後も出てき次第、それらの分について、そうした処分で個人の分に変えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、日程第4、議案第38号、川西町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長(上田直朗君) 続きまして、議案第38号、水道事業給水条例の一部改正についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、従来開発によります給水区域の増加に伴いまして、町の給水施設への負担が大きくなることから、造成業者等から施設分担金をいただき、給水施設の増強等に対応してきたところでございますけれども、今般の人口の動向並びに経済情勢にかんがみまして、施設分担金を廃止し、宅地開発や企業立地を推進することによって町の活性化を図ってまいりたいと考えているものでございます。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(森本修司君) 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員(芝和也君) 給水条例の一部改正で、施設分担金を開発業者に課していたものを廃止をするということです。目的は、町長の説明のように、そういった開発の抑制につながるような措置を廃止して、開発を進めていって地域の活性につなげていくということであります。

それはそれとしまして、そういう取り組みというのは、従来、年度当初から計画をして、例えば今般、年度当初の議会にかける場合は、年度途中の議会にかかりますけれども、実施は来年4月1日とか、そういうふうに、普通は計画的に実施されるものがごく自然な形だというふうに私は思いますが、今この提案がこの時期に出てきて、そのまま即交付という形になってのことでありますから、その辺、なんでそういう形になってるのかという経緯の説明、これをひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、せっかくの取り組みですから、それによってどの程度の効果を見込んでいるのか。企業立地にせよ、あるいは新たな宅地開発に伴う住宅戸数の建設にせよ、その辺の効果を町としてどう見ているのか、その辺の試算、考えをお示しいただきたいと思います。

それと、これがなくなることによる水道会計そのものへの影響がどの程度出るか。

その3点、御説明いただきたいと思います。

議長(森本修司君) 町長。

町長(上田直朗君) まず、施設分担金でございますけれども、これは、昭和

51年に、今まで各集落で行われておりました簡易水道が川西町の一本化になりまして、上水道に統合されました。そのときに給水条例ができたわけですが、そのときは、もう既に大きな住宅開発が行われておりまして、それぞれの計画をしておりまして、当初上水道をした施設を超えて、結崎団地のような相当大規模な住宅が開発されてまいりましたので、これでは施設をさらに大きくするという事は、町としては先の方々に対して負担を大きく強いることとなりますので、それらについては施設の整備分担金をいただくということで、条例を制定してまいりました。

開発に伴います施設につきましては、これは昭和47年にもう既に制定されておりまして、そうした大きな住宅開発については、学校施設を初めとする各施設を拡大していかなきゃならないところから、これも開発負担金を取っておったんですけれども、その後ずっと進めてまいりまして、60年ごろ以降に開発がおさまってまいりまして、そしてまた、逆に人口が減ってくるというような状況になってまいりましたので、宅地開発に關します負担金は、平成11年の4月からこれを廃止して、なくしてまいりました。

ところが、水道施設につきましてはしばらく置いておったんですけれども、今回、ある程度の規模の開発が行われるようになりまして、そしてまた、これからもそうした開発がまだ計画されているようで、これは大きな負担になってまいりますので、これはやはり事業者の負担の軽減を図っていく必要があります、また、そうすることによって川西町に住んでもらいやすいことになってまいりますので、今回、急に事例が発生してまいりましたので、また、見込みも出てまいりましたので、すぐに対応することが一番大切だということから、この7月の、しかも臨時議会に出させてもらうというのは、芝議員おっしゃったように唐突になってまいりますけれども、そういう形ですぐにさせていただこうということでございます。

宅地開発のときには、1区画で坪当たり大体7,000円ほどもらっていたんです。区画によってちょっと違うんですけれども。そうしますと、1区画当たり42万円ほどの負担になります。水道施設につきましては、坪当たり4,500円ということですので、大体60坪区画ということになりますと、27万円近く負担してもらうことになりますので、これはやはり入られる方々につきましても、できるだけこうしたことを軽減していく、特に水道施設につきましては、1万人余りの人口に対応できるだけの施設の整備がもう既にできておりまして、だんだん人口が減ってきておりますので、それらも含めて、施設をさらに維持管理することに対する費用は要りますけれども、施設を拡大していくという部分については、もうそういう必要は当分ないのではないかとということから、今回これを廃止させていただいて、そして、できるだけ多くの企業がある程度の規模を持った形で来てもらえるように考えていきたい、こういうふうに思っておりますので、ひとつそのように御理解いただきたいと思っております。

それから、水道会計についてでございますけれども、今計画されておりますのが33区画ほどですか、約900万円ほどの施設分担金をいただくことになるん

ですけれども、それらにつきましては、芝議員さんは経常経費の中とおっしゃってたんですけれども、投資的経費の中に積み立てておりましたので、これからこうしたことがなくなってくると思っております。会計の中では直接はそうした影響は出てこないと思っておりますので、ひとつそういうふうに御理解いただきたいと思えます。

(「開発の促進につながるのが目的ですけど、これを実施することによる効果はどの程度か」と芝議員呼ぶ)

今はちょっとまだうわさと申しますか、仄聞ですけれども、幾らかの地域で市街化区域も含めまして3反余り固まったところ、ある程度の規模を持った開発が見込まれておりますので、それらが早く話が成って、成熟するように、そうした区域がまださらに増えていくようにと思っております、一つの開発の促進につながればというふうに思っておりますので、そういうふうにひとつ御理解いただきたいと思えます。

議長(森本修司君) 芝議員。

10番議員(芝和也君) 一定そういった効果を見込んでのことということでありました。今の町長の説明ですと、水道会計への影響は、33区画ということで900万円というふうな話でありましたので、これは宅地開発業者が水道施設の施設分担金として町の水道に払っている分になりますから、それを業者が住宅を販売するときは、販売価格に入れての販売ということになりますので、坪当たりになりますと、大体50坪とか60坪の区画になってきますから、いわゆる販売価格への影響額としては、施設分担金を販売価格に入れなくなったとしたら、5,000円から1万円ぐらいの間の影響かなというのが、今聞いている話の中では、ぱっと頭の中で思ったことです。

開発が進んでいくという点に関しては、業者の開発がもちろん手がけやすいことは、それはそれであると思えますけれども、あと、住む人の立場からいうと、やっぱり立地がどれだけ住宅に適したロケーションになっているかという取り組みも相乗的に必要ではないかというふうに考えます。

そういう点では、町長も今触れられましたように、今まで私がこの問題で触れていたのは、資本の会計ではなくて、水道の会計で経常経費のほうで処理をせよという会計のほうの中身の話をしていましたけれども、今回これが廃止になるということで、水道の影響としては、一時金的にがぱっと入ってきて、後年度の開発に蓄えていたものがなくなります。ただ、効果を実際出そうと思ったら、今言いましたような分野の面も含めて、相乗的に立地条件を整えていかにことには効果が見られないのではないかと。その辺は、町長自身、この開発の取り組み、急に宅地開発の住宅販売が出てきて、それで時間を間に合わせるために、突然やけども出したという話でしたけれども、その辺の組み合わせが計画には必要ではないか。それがなかったら、今出てきただけの話の処理のために実施という側面もなきにしもあらずというところもうかがえますので、その辺、実際踏み切るということで、視野を持って取り組むという、そこら辺の部分ぜひ計画の中に組み入れていってほしいと思うんですが、町長の方途をお伺いしたいと思えます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ちょっと先ほど申し漏らしましたけれども、今の場合は35区画なんですけれども、川西町では、ある程度の規模を持ってもらいますと、それを一つの自治会として運営していただくということで指導しておりまして、その場合は、それらを超えてまいりますと、その地域の公民館、あるいはまた、それに類するものを設置してくれということで、特別に川西町では言うております。それらについて、業者の方がある程度の規模のときは公民館をそれぞれ地域に設置してもらっておりますので、そういうことも含めまして、こちらのほうへ移していったら、そして地域住民の皆さんにそういう公民館を活用してもらえ、そういう施設を業者のほうで設置してもらって、こういうふうに変えていってる部分がありますので、それに振り替えていこうと思っております。できるだけ地域の方々の利便のよいように、そうした部分を振り替えていきたい、こういうふうにして思っておりますので。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、ただいまの議案第38号、川西町水道事業給水条例の一部改正についての討論を行います。

態度表明につきましては、今般の改正については反対の立場からのものであります。

今般の提案は、宅地開発業者に課せられている施設分担金を廃止しようとするものです。目的は、町長仰せのとおり、宅地開発の抑制につながるようなことは好ましくないとの考えからのようであります。県内では、同様の制度を敷いている自治体は、本町を含め、現在9団体ということを知っております。磯城郡では本町だけのようであります。取り組むべき自治体のあり方としましては、住民生活をどう応援するのが自治体の持つべき視点というふうには心得ます。

今回の取り組みでいけば、制度廃止による水道会計への影響が年間で900万円程度の減収が見込まれます。こうなりますと、水道会計の運営上は、収益が伸び悩んでいる中での減収見込みということになりますから、それなりに厳しい局面を迎えることとなります。これを水道収益で見えますと、大体60から70、100戸程度の1年間の水道収益、1軒平均大体5,000円の水道料金としての計算になりますけれども、大体そのぐらいの収益分ということになります。つまり、これでは、住宅開発があった場合、まずは1年分の水道代に相当する金額が収入に見込まれ、後年度の事業に蓄えられていましたけれども、今後はこれがなくなるとということで、会計の運営としては、それなりに思い切った措置を講じるということに思います。

ですから、今般の取り組みを通じ、開発を抑制するようなことはやめようとする

る目的でいくならば、そのことで今後大いに新規の宅地開発、分譲等が膨らんで、住宅戸数とか、あるいは人口増に反映されることが望まれます。それには、こうした制度の改定だけにととまらずに、本町が立地条件としていかに魅力を感じてもらえるかが問われる点であります。そこには、子育てや老後の安心など、町長がよくおっしゃる住む喜びが感じられるまちとしての役割をしっかりと果たすことに尽きるというふうに思います。

この点、日常生活における住民施策の充実がさらに充ち、伴わないことには、給水条例の制度変更だけでは、全体としての前進にはつながらないものというふうに心得る次第であります。

また、年度途中での制度変更に至る経緯は、いささか合点がまいません。普通こうした制度の変更は、年度当初から始まるのが自然ですし、条例上の制度を変更することには何がなんでも反対するものではありませんが、住宅購入に相当の影響が考えられるならば、急を要する措置として話は別ですけれども、今般の提案は突然の提案であり、やはりこうした提案は、通常必要とされる一定の時間を経て制度変更していくべきものというふうに考えます。

よって、これら全体を視野に入れた構想のもとに実施に踏み切られんことを求めまして、今般の提案については賛成しかねる次第であります。

議長（森本修司君） 宗行議員。

4番議員（宗行正昭君） 少子高齢化が進んで、しかも日本の経済がなかなか立ち直らない。だから、地方自治体は財政でヒーヒー言うておるわけですね。きょう、町長の御答弁の中にあつた視点の一つで大きなポイントがあるんですよ。川西町も過去に人口は1万2～300人まで行ったんですな。ということは、1万人規模の施設整備を持っておるんですよ。ところが、それがだんだん人口が減ってくると、何が減ってくるかというたら、住民税も減ってくれば、年取ってマンションのほうへ出て行ったら、固定資産税も何も減ってくるわけですな。やっぱり経営的視点からいったら、1万人規模のキャパを持っておる町ならば、お客さんに来てもらうことですよ。若干提案は泥縄的とは御批判申し上げますけど、やるべきことなんですよ。お客さんに来てもらうんですよ。

第一、水道でも、給水量がどんどん減って、キャパ的には余っておるんですよ。入ってきてくれたら、水道の水を使ってくれるから、また水道料金で入ってくるわけですよ。固定資産税も入ってくる、住民税も入ってくる。やっぱり経営的視点を持ったときに、1万人規模の施設を持っておるんだったら、なるべく早く、増えるところまでいかんでも、せめて減るのを抑えることだけでも。

その意味では、若干泥縄的とはいいいながら、直せるところから直して行って、お客さん呼び込んで、川西町の人口減少を少しでも防ぎ、あわよくば、そこはちょっと言い過ぎになるかもしれないが。

その点においては、私はこの条例改正について全くの賛成でございます。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に

入ります。

お諮りいたします。

議案第38号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決すること  
に決しました。

続きまして、日程第5、議案第39号、川西町下永公営住宅(10工区)建替  
工事の請負契約についてを議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めま  
す。

町長。

町議長(上田直朗君) 議案第39号、下永公営住宅(10工区)建替工事の請負  
契約についてでございます。

これは、下永公営住宅10工区の建て替え工事を行うに当たりまして、その予  
定金額が、条例で定めます額であります5,000万円を超えることから、議決を  
求めるものでございます。

内容は、鉄筋コンクリート造り2階建て公営住宅、2棟4戸の建築工事一式で  
ございます。昨日、株式会社寺澤組、株式会社堀内建設、有限会社木本建設、株  
式会社中和コンストラクション、株式会社中尾組の5者による指名競争入札を行  
いましたところ、株式会社中尾組が落札いたしましたので、請負契約を締結する  
に当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決  
を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(森本修司君) 提案説明が終わりましたので、ただいまより議案の審議に  
入ります。

質疑ございませんか。

芝議員。

10番議員(芝和也君) それでは、契約案件についてお伺いをいたします。

5者による指名競争入札ということで、今、町長の提案説明があったとおりで  
あります。いつも聞く話であります。指名業者5者、これを指名するに至った  
経緯について御説明をお願いいたします。

それから、公共事業というのは、地域経済に及ぼす影響というのが一定大きい  
分野を占めています。そういう点では、できるだけ地元業者の参入の条件をきち  
んと確保していくということが行政に求められている手だてだと思います。今般  
の入札の条件ですけれども、工区を分けますと工事の金額も変わってまいります  
から、そうなりますと、入札参加業者の条件も当然変わってまいりますので、そ  
ういう意味では、町内業者の参加しやすい条件を整えていくことになるのではな  
いかという、その辺の判断についてどのようにお考えか。

また、経験を積んでもらい、実績を積んで業者を育てていくという観点での町  
の取り組みとしてのお考えはどうか、その辺についてお尋ねしたいと思いま  
す。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 経緯につきましては、担当部長のほうから、まず御説明申し上げます。

議長（森本修司君） 産業建設部長心得。

産業建設部長心得（寺澤伸和君） ただいまの芝議員の今回の入札に係る入札経緯についての御質問に答弁させていただきます。

今回の工事に係る指名業者の選定でございますが、対象となる工事の設計金額は消費税込みで9,600万5,700円でありますので、本町の工事請負業者選定審査要領に基づきますと、建築工事につきましては、奈良県入札参加資格業者名簿の建築一式のCランクが請負対象設定金額の基準が1億円未満と定めておりますので、町内業者よりCランク以上の業者を選定いたしましたところ、Aランクでは株式会社寺澤組、Bランクは該当がなく、Cランクでは株式会社堀内建設、有限会社木本建設、以上の3者でありました。本町の指名入札に係る指名業者数は5名以上となっておりますので、町外業者より、桜井土木事務所管内の建築一式ランクAで、かつ土木一式ランクA1の業者をピックアップしたところ、8者ございましたので、建築業法に定める建設業者の経営に関する事項の審査等による経営規模等評価結果通知書の建築一式採点の上位2者であります中和コンストラクション及び株式会社中尾組を町外業者と選定し、以上の5者を今回の工事指名業者とさせていただき、昨日、7月7日に5者による指名競争入札を実施いたしましたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 我々がいつも申しておりますとおり、できるだけ地域の方に工事をしてもらいたいという思いを持っておるわけでございまして、これは今も変わらないわけでございますけれども、今建設します場所は、1カ所で2棟建てるということですので、分かれてする場所でありましたら分けられますけれども、そういう条件がまず一つあるということ。

それから、川西町でも建築することの資格を持っておられる業者の方は、全体の中で半分ほどです。それらの方でも、今申しました3社が一番大きくて、あとは相当低い金額の方になってまいりますので、町内業者で対象になるのは、今申し上げました3社がほとんどになってくるのではないかというふうに思います。そうした分ける効果というのは、できるだけ分けてやっていきたいと思っておりますけれども、そういうことも含めて、ちょっと川西町では適さないということですので、今回させていただいたわけでございます。

これからもできるだけ町内で工事を請け負っていただくように考えていきたいという思いはずっと持っておりますので、ひとつその辺で御理解いただきたいと思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

10番議員（芝 和也君） 分けるになかなか分けられないという話であったかというふうにも思います。

ただ、指名願を出す場合、実績が伴ってまいりますし、その実績を何で積んでいくかというたら、やっぱり仕事を発注していかんことには実績を積みませんので、そういう意味では、町内業者を育てるという観点で、今もそういう方向だということでありましたので、それはそれでぜひ引き続き進めていっていただきたいというふうに思います。

そこで、さっきの経緯の説明のところで、事実上、今回町内が3者、不足する2者をどうやって選ぶかということになりますと、経審の建築採点でAランクとA1ランクの上位8者を選んできて、その中で採点の上位2者をピックアップして、中和コンストラクションと中尾組ということで、合計5者にしたという話がありました。これは、5者指名を選定していく中で、決め方としては一つの基準になるというふうにも思います。そういう点で、不足する指名業者を選ぶ場合の一つの基準として、今回のようなやり方、いわゆる指名業者の中からこことここにしようと思って勝手に選ぶのではなくて、そういった基準に基づいて選ぶということにおいては、今回のようなやり方を規則として定めてはどうかというふうにも考えます。

その点、そういう考えはあるかどうか、町長として御所見をお伺いしたいと思います。以上です。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 入札に向けてのそういう内規はつくっているんですけども、芝議員がおっしゃったように、何ランクの方を当てはめていくということは、ランクは動きますので、ちょっとそこまで細かく決められるかどうかというのは、十分検討しなきゃならんと思います。大体の基本的な基準というのは内規の中で決めておりますので、それらの付随として、年度の初めぐらいにそういう一つの基準を検討していく必要があると思いますけども、ランクがBからCにおりたり、あるいはCの方がDになったりされる頻度が、特に今は工事が減ってきておりますので、非常に激しいというか、そういう状況がありますので、やはりこれと見合わせていく必要があると思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

宗行議員。

4 番 議員（宗行正昭君） 先ほど建設部長が、予定価格が何ぼやと言うとったかな。

（「9,600万5,700円」と産業建設部長心得呼ぶ）

実際、この落札が7,000何ぼ。落札率は何%になってますか。

議 長（森本修司君） 産業建設部長心得。

産業建設部長心得（寺澤伸和君） 請負率が77.6%です。

議 長（森本修司君） 宗行議員。

4 番 議員（宗行正昭君） 町外業者に持っていくと、そのところがどんと下がるね。結構なことです。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に

入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

10番議員（芝 和也君） それでは、議案第39号、川西町下永公営住宅建替工事の請負契約についての討論を行います。

態度表明としましては、反対の立場からのものであります。

今般の請負案件は、株式会社中尾組が指名競争による入札の結果落札したことに対する契約の締結が求められているものであります。

今日、低迷する景気の影響で、全般に公共事業の発注が減少する中、本町においても経常的な事業のみの発注にとどまっており、地元業者の皆さんにしても、仕事を待ち望んでおられる状況にあることは言うまでもありません。そういう中で事業発注ですから、自治体としては、できるだけ地元で効果が発揮される取り組みとすることが求められます。

今般の結果は町長の経過説明どおりであり、また、町の設定している予定価格を下回ってのことでありますので、その最低制限価格で町外業者の落札に至ったというわけではありますが、ここは工夫の余地は残されているものと判断をする次第です。

業者の育成と地域経済を活性化させることは、決して相反する取り組みではないというふうに考えますし、公共事業は、その意味では大きな役割を果たします。本町のような規模の小さな自治体では、限られた中での競争ですから、指名する業者数においても、どうしても要件を満たせず、町外へ広げざるを得ない側面はありますが、今度の場合ですと、工区を分けていく。ということは、場所は一つですけれども、建物は2棟ということになりますから、工夫の余地はそこには残っているというふうに思いますし、可能性は試みるべきというふうに判断いたします。

また、入札参加業者の要件も、本町の実績に合わせて変更等手も加えて、町内業者が参加できる条件を整えるなどの手だては、行政の取り組みには求められているものと心得ます。住宅の提供は当然の措置ですから、建設は必要ですが、その内容において、自治体としてできる工夫はもっと知恵を絞るべきと判断いたします。

また、今回の入札の経過は、工事金額から出てくる参加資格は町内では3者、不足する2者を本町が属する桜井土木管内として、その中で経審の審査要件の建築と土木の両方での最高ランクの上位2者を指名しての入札です。これはこれで選ぶ条件としてきちんと整理すれば、一つの基準になるものと判断するところであります。

今回はこれらに基づいて入札が実施され、最終的には抽選で落札業者が決定するに至っています。このことについては、適正に入札がなされていると判断いたしますが、全体としては、今回の入札においては、せっかくの機会ですから、どう地元業者を育成するかが行政の取り組みには問われ、求められる問題であります。

す。この点、発注の内容をもっと調整し、町内業者に参加の機会を設けることは可能でありますから、今日の経済状況からして、本町の取り組みとしては、工区  
の分離発注等を行うなど工夫の余地はあるものと、重ねて述べておきたいと思  
います。

よって、こうした観点での取り組みを求めまして、今般提案の契約締結案件に  
ついては反対するものであります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に  
入ります。

お諮りいたします。

議案第39号について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、本案件は、原案のとおり可決することに  
決しました。

以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

提出いたしました議案につきまして慎重に御審議をいただき、承認、議決いた  
だきましたことに厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後も町政の推進に御指導、御協力を賜りますようお願いを  
申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（森本修司君） これをもちまして、平成22年川西町議会第1回臨時会を  
閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時40分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成22年7月8日

川西町議会  
議 長

署名議員

署名議員

(議決の結果)			
議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第6号	平成22年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	7月8日	原案承認
議案第38号	川西町水道事業給水条例の一部改正について	7月8日	原案可決
議案第39号	川西町下永公営住宅(10工区)建替工事の請負契約について	7月8日	原案可決